朴委員からの質問及び回答①

資料１－３－１

|  |
| --- |
| 〔施策名〕大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別言動の解消の推進に関する条例の周知・啓発〔上記資料のページ番号〕Ｐ６ |
| 〔質問内容〕大阪府では、国の「ヘイトスピーチ解消法」制定（２０１６年）を受けて、２０１９年に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別言動の解消の推進に関する条例」を制定した（「不当な差別的言動の禁止」の文言が入っていることなど評価しているが、罰則規定等がないため、実際に「不当な差別的言動」を禁止できる実効性があるのかについては疑問を持っている）。条例制定後の地域社会でのヘイトスピーチの状況をどう分析されているか知りたい。また、その条例に基づいての施策の進捗状況において、教育・啓発については啓発物品の配布やデジタルサイネージを用いての啓発画像の放映などの説明があったが、条例第８条２項（的確な相談事業）についての施策について運用状況を教えていただきたい。 |
| 〔回答〕大阪府においては、ヘイトスピーチは許されないことを宣言し、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの共通認識の下、ヘイトスピーチを解消していく機運を醸成するため、令和元（2019）年に、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）を制定しました。近年のヘイトスピーチの状況として、大阪府人権相談窓口におけるヘイトスピーチに関する相談は、令和２年度は０件、令和３年度は３件（９月末現在）、市町村から情報提供を受けたヘイトスピーチが疑われる事象は、令和２年度は６件、令和３年度は０件（12月末現在）となっており、条例制定後においても、未だヘイトスピーチの事例が見られます。また、５年に一度実施する「令和２年度人権問題に関する府民意識調査」では、ヘイトスピーチや外国人の人権問題に関する府民意識は一定高まってきていることが確認できるものの、条例の認知度については高くはないことが分かりました。府としては、大阪府人権相談窓口において様々な人権に関する問題に対応しています。さらに、公益財団法人大阪府国際交流財団が運営する大阪府外国人情報コーナーにおいても、生活や就労等に関する情報提供や相談対応を行っているところです。今後とも、国や市町村と連携しながら、ヘイトスピーチをはじめとする外国人の人権問題についての教育・啓発や本条例の周知、さらには、相談事業に取り組んでまいります。 |